

運 営 規 定

(入 所)

医療法人 むつみ

介護老人保健施設 ほうらい

介護老人保健施設ほうらい

施設サービス

運営規定

(運営規定設置の主旨)

第1条 医療法人むつみが開設する介護老人保健施設ほうらい（以下「当施設」という。）が実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(目的)

第2条 当施設は、要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保険施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設は明るく家庭的な雰囲気を保つとともに、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活が営むことが出来るよう、施設サービス計画に基づいて医学管理下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、家庭や地域との結びつきを重視し、居宅介護支援事業者や居宅サービス事業者等の保健医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努め利用者が地域においての統合的サービス提供を受けることが出来るよう支援し、居宅における生活への復帰を目指す。

2 当施設では、利用者の意志及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に身体拘束を行わない。

3 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 当施設では、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において総合的サービス提供を受けることが出来るよう努める。

- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護情報サービスの提供に係る以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得ることとする。
- 7 当施設は、介護保険サービスを提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- | | |
|--------------|-------------------------|
| (1) 施設名 | 介護老人保健施設 ほうらい |
| (2) 開設年月日 | 平成11年12月22日 |
| (3) 所在地 | 岩手県一関市大東町渋民字大洞地 55 番地 1 |
| (4) 電話番号 | 0191-75-3766 |
| (5) ファックス番号 | 0191-75-3767 |
| (6) 管理者名 | 阿部 昭弘 |
| (7) 介護保険指定番号 | 介護老人保健施設 (0352780035号) |

(職員の職種、員数)

第5条 施設に、次の職種毎にそれぞれ対応した数の職員を配置する。

- | | |
|------------------|-------|
| 1. 管理者兼施設長 (医師) | 1名 |
| 2. 看護職員 | 9名以上 |
| 3. 介護職員 | 22名以上 |
| 4. 支援相談員 | 1名以上 |
| 5. 理学療法士または作業療法士 | 2名以上 |
| 6. 栄養士または管理栄養士 | 1名以上 |

- | | |
|------------|------|
| 7. 介護支援専門員 | 1名以上 |
| 8. 事務員 | 2名以上 |

(職員の職務内容)

第6条 職員の職務内容は、次のとおりとする。

1. 管理者兼施設長（医師）

施設の管理及び職員の指揮監督並びに医師としての利用者の病状や心身の状況に応じて、日常的な医学的診断に基づく必要な検査、投薬、処置、注射等の対応及び利用者又はその家族への適切な指導を行う。

2. 看護職員

医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定、処置等の医療行為のほか、利用者の施設サービス計画に基づく健康管理、診療上の世話及びリハビリ看護を行い、家族への看護、介護の指導を行う。

3. 介護職員

施設サービス計画に基づく各専門スタッフとの連携により医学的管理下における介護及び日常生活の充実に資する介護全般の業務とリハビリ訓練の介助、家族への介護指導を行う。

4. 支援相談員

- ア 利用者及び家族の処遇上の相談
- イ 入所受付に関する業務
- ウ 市町村との連携
- エ 施設サービスに関する利用者からの苦情処理

5. 理学療法士または作業療法士

医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成し、利用者の運動機能や日常生活動作の改善を中心とした訓練や指導を行う。

6. 栄養士又は管理栄養士

利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行い、また栄養指導、献立表、調理の指示を行う。

7. 介護支援専門員

利用者の心身の状況や利用者及び家族の希望等を勘案し、施設内で提供する施設サービス計画の原案の作成、要介護認定および申請手続きを行う。

8. 事務員

施設管理及び所掌業務全般を行う。

(入所定員等)

第7条 当施設の入所定員は、次の通りとする。

1. 入所 80人

(介護保険施設のサービス内容)

第8条 当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活の世話、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態や口腔衛生の管理とする。

- 2 各種加算要件に関しては、別に定める重要事項説明書に記載の一覧を参照。

(利用者負担の額)

第9条 利用者負担の額は、次のとおりとする。

1. 保険給付と自己負担額を、別に定める重要事項説明書に記載の料金表より支払いを受ける。
2. 利用料として居住費、食費、利用者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、日常生活用品費、教養娯楽費、理美容代、行事費、健康管理費、私物の洗濯代、その他の費用等利用料を、別に定める「利用料等の自己負担額一覧表」による支払いを受ける。
3. 「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、別途資料（利用者負担説明書）をご覧ください。

(身体の拘束等)

第10条 当施設は、原則として身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

- 2 当施設は、身体拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

1. 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。）を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図る。
2. 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
3. 介護職員その他の職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止等)

第11条 当施設は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

1. 虐待防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果を職員に周知徹底を図る。
2. 虐待防止のための指針を整備する。
3. 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
4. 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第12条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みの一つとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設利用にあたっての留意事項)

第13条 当施設の利用にあたっての留意事項は以下の通りとする。

- ・ 当施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただく事とする。食費は第9条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第8条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理サービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・ 面会は、原則として午前9時から午後8時までとする。しかし、あらかじめ施設に連絡し、この時間の他に面会を希望される場合はこの限りではない。
- ・ 消灯時間は、午後9時とする。
- ・ 外出、外泊は、あらかじめ施設に対し申請するものとし、利用者の状況を勘案して施設長が許可した場合に認めるものとする。
- ・ 飲酒は、利用者の状況を勘案し施設長が許可した場合に認めるものとする。
- ・ 施設内へのペットの持ち込み及び飼育は認めない。
- ・ 当施設の設備・備品の利用は、原則無償とする。ただし、介護報酬上算定の基礎となる設備、備品についてはこの限りではない。
- ・ 金銭・貴重品の管理は、原則として利用者個人の範囲で行うものとする。
- ・ 利用料等は指定する期限までに支払うものとする。

(非常災害対策)

第14条 当施設は消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

1. 前項の実施について、防火管理者を選定し、年2回以上の避難訓練（うち1回は、夜間又は夜間想定訓練）、通報訓練、消火訓練を行うものとする。その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
2. 火元責任者には、施設職員を充てる。
3. 非常災害用の設備点検は、契約保守業者へ依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
4. 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
5. 防火管理者は、職員に対して防災教育、消火訓練を実施する。
 - ① 防災教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・年2回以上（うち1回以上は夜間想定）
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練・・・年1回以上
 - ③ 非常用災害設備の使用方法的徹底・・・随時
6. その他必要な災害防止対策にても、必要に応じて対処する体制をとる。

（事業継続計画の策定等）

- 第15条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要の措置を講じるものとする。
- 2 当施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
 - 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

- 第16条 当施設は、安全かつ適切に質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は利用者に対し必要な措置を行う。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的に医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
 - 3 事故発生防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。）及び職員に対する定期的な研修。
 - 4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

（職員の服務規律）

- 第17条 当施設職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示

命令に従い自己の業務に専念する。サービスに当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

1. 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
2. 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
3. お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛ける。

(職員の質の確保)

第18条 当施設職員の資質の向上のために、その研修会の機会を確保する。

- 2 当施設は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第19条 当施設職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人むつみ介護老人保健施設ほうらいの就業規則による。

(職員の健康管理)

第20条 当施設職員は、当施設が行う年1回の健康診断を受診する。ただし、夜勤勤務者に従事する者は、年2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第21条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症がまん延しないように、感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
 1. 当施設における感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。）をおおむね3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 2. 当施設における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
 3. 当施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修並びに感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための訓練を定期的実施する。
 4. 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
- 3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第22条 当施設職員に対して、当施設職員である期間および当施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、当施設職員が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第23条 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、入所定員および居室の定員を超過して入所させない。

- 2 運営規定の概要、当施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 3 当施設は、適切な介護保険施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 介護保険施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本規定に定めない、運営に関する重要事項については、医療法人むつみ及び施設管理者との協議で定めるものとする。

付則

この運営規定は、平成18年12月1日から施行する。

付則

この運営規定は、令和6年3月18日から実施する。